

「いじめ防止強化月間」（12月）の取組

いじめに関する取組を集中的に行うことにより、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応を推進するとともに、年度内のいじめ解消に向けて、いじめ対策を一層強化することを目的とする。

①人権を確かめあうアンケートの実施

目 的 児童生徒がいじめの被害者にも加害者にもなることのないよう、また教職員等の言動によるハラスメントが起きることのないよう、互いの人権を確かめあうとともに、学校環境を点検する機会とし、人権尊重の視点に立った学校づくりの推進に役立てる。

実施対象 県内全公立学校の児童生徒

②「いじめの問題に関する研修会」の実施

※ 生徒転落事象を受けた再発防止研修（平成29年度より毎年12月4日開催）

目 的 いじめ防止対策推進法、いじめ防止基本方針に基づく対応、重大事態への対応について、教育委員会や学校が特に留意すべき点を具体的に提示し、考察することで、いじめの防止及び適切な対応に関する資質の向上を図る。

講演講師 奈良県いじめ対策委員会 委員長 田辺 美紀 弁護士

対 象 各市町村教育委員会事務局生徒指導担当者及び県内国公私立学校（小学校・中学校・義務教育学校・中等教育学校・高等学校・特別支援学校）校長

実施時期 令和7年12月4日（木）

参加者数 347名

③「いじめ防止強化月間」啓発ポスターの作成・配付

県内高等学校等にポスター原画を募集し、最優秀作品選出の投票には県内全高校生が参加した。11月に県内全小中高等学校等及び関係機関に配付した。

④各学校の取組

- ・人権を確かめあうアンケートの結果を踏まえた学校環境の点検
- ・未解消事案の追跡→いじめの未解消事案の整理と当該児童生徒への確認
- ・「いじめ対策会議」の開催→未解消事案の追跡と再検証
- ・「学校いじめ防止基本方針」の点検・学校Webページへの掲載
- ・保護者面談等の集中実施→三者懇談や家庭訪問等による保護者からの情報収集
- ・各校生徒会等による啓発活動等→良好な人間関係を育む児童生徒自らの取組